

民主主義と市民社会

——コーエン／アラートの「市民社会」論に関連して——

形野清貴

はじめに

民主主義にとって、公・私領域の区分は極めて重要な意味をもってきた。近代自由主義の伝統は公的領域を近代国家に限定し、それ以外の社会諸領域を私的領域と見なしたのであるが、これは、民主主義の適用領域を国家にのみ限定し、経済や家族を含む社会領域を「自由の専制」に委ねることを意味していた。経済や家族における権力関係を不可視にしたのはこのような「公・私」の区分であった。⁽¹⁾ところで、こうした自由主義的な公・私区分はすぐれて近代的な観念であった。H・アレントによれば、このような公・私区分が支配的になったのは「公」と「私」の媒介領域として「社会」の概念が出現したことによる。この社会領域の出現は、国民経済の発展、宮廷社会の脱政治化そして民主主義革命という二つの起源をもつとされるが、アレントにおける社会の概念は、ヘーゲルの「市民社会」(bürgerliche Gesellschaft)に対応し、いわば古代の公的領域としての「政治社会」と近代自由主義の云う私的領域としての「市民社会」(経済社会、家族)のある種の混合物である。アレントの公的領域の理論は、共に語り行為する

人々の組織としての古代のポリスについての理解に由来しており、彼女にとつて、近代における「国家」と区別された「社会」の台頭は、本来の公的領域と私的領域をもとに破壊するものと思われたのである。⁽²⁾

このように、近代における公・私領域の区分は近代「市民社会」の形成と密接に関連していた。しかし、この区分はその後、アレントの云う「社会の勃興」が進むにつれて問題性をはらむものとなる。この経緯を、近代における市民的公共圏の変容の問題として極めて興味深く論じたのが、J・ハバーマス『公共性の構造転換』(一九六二年)⁽³⁾であった。彼の「市民的公共圏」(bürgerliche Öffentlichkeit)の概念は、ヨーロッパにおける「市民社会」の独特な発展史から、特定時代に固有な類型のカテゴリーとして抽出されたものである。ところで、近年あらためて「市民社会」の概念が注目を集めるようになってきたが、ここで使われる「市民社会」概念は、これまで伝統的に用いられてきた「ブルジョワ社会」としての市民社会ではなく、国家のみならず市場社会からも相対的に独立した、自発的な結社や集団からなる政治的意思形成ないしヘゲモニーの場としての「市民社会」(Zivilgesellschaft)である。こうしたいわば非国家的・非経済的な「市民社会」概念は、ソ連・東欧における「社会主義」体制の崩壊と、西側先進諸国における社会民主主義的なケインズ主義的福祉国家の機能不全に直面して、それに代わる新しいラディカルな民主主義のあり方の模索という問題関心から提起されるようになったものである。⁽⁴⁾

こうして、「市民社会」をめぐる議論は、今日、あらためて民主主義論にとって重要な位置を占めるようになっていく。本稿は、ハバーマスの社会理論を批判的に再検討し、興味ある市民社会論を展開しているJ・L・コーエン／A・アラート『市民社会と政治理論』(一九九二年)⁽⁵⁾を手掛かりとして、現代民主主義にとって一つの焦点をなす「市民社会」と「公・私領域」の問題を論じようとするものである。そこで、まず古代から近代に至る「市民社会」概念

の思想的系譜をたどった後で、ハバーマスの「公共圏」論について検討し、そして最後に、コーエン／アラートの「市民社会」論を取り上げることにした。

- (1) S.Bowles/H.Gintis, *Democracy and Capitalism*, Basic Books, 1986, pp.65～66
- (2) H・アレント『人間の条件』志水速雄訳、ちくま学芸文庫、第二章参照。
- (3) J・ハバーマス『公共性の構造転換』細谷貞雄訳、未来社、一九七三年
- (4) 中村健吾「現代ドイツの『市民社会』論争」『経済学雑誌』第九七巻第一号、一三〇―一五頁
- (5) J.L.Cohen/A.Arato, *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press, 1992. なお、本書第9章の元をなす論文「市民社会と社会理論」(初出 'Civil Society and Social Theory', Thesis Eleven, No.21, 1988) の邦訳が、マーティン・ジェイ編『ハバーマスとアメリカ・フランクフルト学派』(竹内真澄監訳、青木書店、一九九七年) に第2章として収録されている。

1. 「市民社会」概念の系譜

近代の「市民社会」(*bürgerliche Gesellschaft*)の語源は、ギリシア語の「ポリテイケ・コイノニア」(*politike koinonia*)のラテン語逐語訳の「ソキエタス・キウイリス」(*societas civilis*)であるとされる。⁽¹⁾この語は、支配団体としての市民共同体とその公的・政治的組織つまり「国家」を含蓄する。つまり、古代においては、「市民社会」は政治的共同体＝国家＝「政治社会」と同義であったのである。アリストテレスは、ポリテイケ・コイノニアを自由で平等な市民

からなる公的な倫理的・政治的共同体として定義した。このアリストテレスの観念は、近代以降に一般化する国家 (state) と社会 (society) の区別を許さない。彼によるポリス (polis) とオイコス (oikos) の区別はそのことを示しているように見えるかもしれないが、オイコス (家) は本来、ポリス (政治的共同体) の自然的背景たる残余的カテゴリーとして理解された。ポリスの成員である市民は、家の主人として労働と生産の領域から解放されているからこそ、市民であり得たのである。⁽²⁾ところが、十九世紀に始まる新しい用法では、「市民社会」は、中世の諸々の政治的支配形式から近代市民階層が解放されることによって生まれた、市民たる「私人からなる社会」を意味するようになった。その後、自由主義思想においては、市民社会とは、市民たる私的所有者からなる社会で、国家と対立するものとされ、またマルクス主義の系譜においては、資本と労働の対立に基礎をおく「ブルジョワ社会」を意味して用いられることになる。それでは、このような転義はどうして起こったのであるうか。

市民社会の概念史は中世におけるアリストテレスの受容によって始まる。中世において、ギリシアの概念が一般的に用いられるようになったとき、分断的な封建領国ならびに王国や帝国のすべてがソキエタス・キウイリスないしレス・プブリカ (res publica) と書き表されるようになり、さらにそれは、君主の権力と諸身分の権力とを均衡させる「身分国家」に適用された。自然法論におけるキウイタス (civitas、国家) とソキエタス・キウイリス (市民社会) の伝統的同一性を主権論が次第に解体し始めるが、それは必ずしも直ちに伝統からの離脱には至らない。「市民社会」概念の伝統的用法と近代的用法の分水嶺を成すのは、絶対主義から近代国家へと向かう発展であったが、そこには幾つかの選択肢があった。⁽³⁾第一に、ジャン・ボダンが行ったように、絶対君主制と身分社会という新たな状況に、かつてのレス・プブリカないしソキエタス・キウイリスの身分国家的概念を再適用することもできた。第二に、近代国家自

体をコモンウェルスないしソキエタス・キウイリスと同一視することもできた。これがホッブズの選択であった。彼は、自然状態では合理的であるが非社会的な諸個人の社会的絆を主権権力が与えると信じた。彼の理論においては、社会契約は社会ではなく国家を作り出す。かくしてホッブズは、「多数の人々が一人の人格に結合統一されたとき、それは『コモンウェルス』——ラテン語では『キウイタス』と呼ばれる」と書いたのである。⁽⁴⁾ 第三の選択は、政治社会と市民社会の同一性を維持するが、両者を国家から区別することによつて旧来の定式を打ち砕くことである。ロックによる社会契約の産物としての「政治社会もしくは市民社会」という特徴づけは、ホッブズの道を継承しているように見えるが、ロックは、「政府」と「社会」をはつきりと区別しようとする。彼は、社会に対する権力の委譲と、「社会」が自らの上に戴く「政府」に対する権力の委譲とを区別し、さらに「社会の解体」と「政府の解体」の区別を力説しさえする。⁽⁵⁾ 同じく、モンテスキューの概念構成は、結合契約（社会契約）と服従契約（統治契約）という二つの契約の概念をローマ法の私法と公法（ここでは「政治法」）の区分と結び付け、「政府」と「社会」との区別を保持する。⁽⁶⁾ こうして、彼らの概念構成のイデオロギー的性格にもかかわらず（モンテスキューの場合には、脱政治化しつつあるが依然として特権的な身分の世界観をなお反映しており、ロックの場合には、私有財産に基礎をおく新しい身分の世界観を表現していた）、これら二人の思想家は、市民社会の近代的再定義にとつて重要な概念的準備を与えたと云える。

しかしながら、「国家」と「市民社会」の同一性を最終的に解体せしめたのは、スコットランド道徳哲学（フアーガソン、ヒューム、スミスら）の影響であった。逆説的ではあるが、ルソーの場合のように、「国家」に対抗する「社会」という啓蒙主義的観念は、しばしば市民社会や政治社会と国家との伝統的な同一視と共存した。⁽⁷⁾ フランスでは、これら二つの潮流は、「反絶対主義」（モンテスキュー）と「特権反対」（ヴォルテール）のレトリックの形をとつて、

諸権利の唯一の容器としての形式的に平等で自律した諸個人をその構成要素とする、「国家に抗する社会」という一つの考えに統一された。これと並んで、いま一つの新しい構成要素がスコットランド啓蒙主義的思想家たちによつてもたらされた。彼らは、「市民社会」(civil society) ないし「文明化社会」(civilized society) の本質的特徴を、その政治組織の中にはなく物質文明の組織化の中に理解し、かくして近代市民社会のもつ経済的・政治的要素の漸次的自由化を歴史哲学的に正当化した。経済は「家」(オイコス) という「私的」基盤に限定されるべきであり、公的・政治的領域には関係をもたないというアリストテレスの概念の中心的ドグマはここに至つて初めて解体され、これに代つて、諸個人の私的なかわりあいを規定する経済・所有秩序という新しいドグマが登場したのである。こうして、数百年間、妥当性をもち続けてきたキウイタスやレス・プブリカとソキエタス・キウイリスの同義性が今や至るところで解体されることになった。⁽⁸⁾

フランスやイギリスの思想は、ドイツにおいてカントやフイヒテに強い影響を及ぼした。ドイツでは、生まれや相続よりもむしろ職業や能力に基礎を置くような新身分制社会の観念や、身分国家の近代化を表す立憲主義の形態が歴史的に重要な役割を果たしてきた。これに対して、カントは、あらゆる特殊主義的な法的小市民身分を超えて普遍的な人権に基礎を置くものとして市民社会を再定義したが、この人権によつて、市民社会の自由主義的構想は伝統的な政治哲学の限界を打ち破ることになった。市民社会についてのドイツの議論の二つの潮流——保守的な身分制社会の思想系統とカントやフイヒテの普遍主義——はヘーゲルにおいて総合される。⁽⁹⁾だがヘーゲルはまた他の潮流を、とりわけ文明社会ないし経済社会というスコットランドの観念を彼の総合に組み入れた。コーエン／アラートによれば、ヘーゲルの市民社会論は、古代の倫理的な生活と公的自由、中世の中間団体への強調を受け継ぐとともに、次の三

つの近代的要素を統合したものであるとされる。すなわち、「第一に、ヘーゲルは、自然法の伝統やカントから、諸権利の担い手であり道徳意識をもつ行為主体としての個人の普遍主義的定義を受け継いだ。第二に、彼は、国家と市民社会の啓蒙主義的区別を両者の相互浸透をも含む形で一般化した。第三に、彼は、フーガソンや新しい政治経済学から、物質文明の場であり容器としての市民社会への強調を受け継いだ。」⁽¹¹⁾この意味で、ヘーゲルの市民社会論は近代市民社会論の頂点に位置すると云える。

ヘーゲルは、国家の「政治的」領域を社会の「市民的」領域から区別する。「政治的国家」から引き離された「市民社会」は市民的私人の領域になり、この私人は「人格」と「所有権者」として互に対立し、その「特殊性」（欲求、労働、交換）を通じて相互に結びつく。このように、ヘーゲルは「国家と市民社会」の分離という近代の自由主義的観念を受け入れている。しかしながら、ヘーゲル市民社会論の特徴は、両者の分離と媒介の弁証法にある。⁽¹²⁾周知のように、ヘーゲルは「人倫」(Sittlichkeit)、すなわち倫理的生活を、「オイコス／ポリス」と「国家／社会」という古代と近代の二つの二元性を結び付ける形で、「家族、市民社会、国家」に三分している。ここで、市民社会は、人倫の「分裂」(Entzweiung)と現象(Erscheinung)の形態として定義される。市民社会は、「べき／ある」「主体／客体」「権利／義務」「合理的／現実的」という諸対立に貫かれている。欲求の体系と司法から内務行政や職業団体に至る、さらにはそれを超えて身分制議会や世論に至る市民社会と国家の諸カテゴリーの展開に従うことによって、われわれは「人倫と反人倫の弁証法」としての近代社会の描写を手にするのである。欲求の体系のレベルでは、私欲と公共福祉をつなげる「見えざる手」というアダム・スミスの観念に依拠しているが、ヘーゲルは、市民社会の「システム統合」が極めて不安定であることを理解していた。そうであるからこそ、彼は、欲求の体系の外側で「社会統合」が生

説

論

じなければならぬと考えたのである。ヘーゲルの関心は、このように不断に分裂を再生産する近代社会をいかにして社会的に統合するかということである。彼がその統合を国家に求めていたこと、国家の石柱が官僚制にあり、またその中心が君主権にあると考えていたことは確かである。しかし、コーエン／アラートが主張するように、ヘーゲルの思想の中には、「国家主義的」傾向と「連帯主義的」傾向という二つの傾向が混在している。欲求の体系を超えた統合は二つの異なる論理に従って作動する。つまり、社会への国家介入の論理と、市民社会自体の内部での社会的連帯と公的意志の発生の論理である。それに応じて、統合をもたらす媒介の系列には、「官僚制／内務行政／君主」と「諸身分／職業団体／身分制議會／世論」という二つの異なる系列が存在する。第一の系列は、私的役割と公的役割の両方を引き受ける公法の諸カテゴリーを含んでいる。第二の系列は、公開性の構造を發展させつつ、これらの構造に根差した公的諸機能を引き受ける私法的諸実体を示している。ヘーゲルは、公法と私法というローマ法の区別を相対化する媒介の観点から彼の政治学説を展開しているのであって、国家と公的なものを同一視しているわけではない。ヘーゲルは、公共圏 (Öffentlichkeit) の概念を体系的に述べているわけではないが、「公的権威」「公的自由」「公共精神」「世論」および「公開性」のカテゴリーが彼の著作で中心的な役割を果たしていることが想起されるべきである。

(1) 本節については、M・リーデル『市民社会の概念史』河上倫逸ほか編訳、以文社、一九九〇年、第一章、およびJ.L.Cohen/A.Arato, *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press, 1992, Ch.2を参照した。

(2) リーデル、前掲書、一〇一―一三頁、一五―一七頁

(3) 以下、Cohen/Arato, *op.cit.*, pp.87～89

- (4) T・ホップズ『リヴァイアサン』、永井道雄ほか訳『世界の名著』第二三卷、中央公論社、一九七一年、一九六頁
- (5) J・ロック『統治論』、宮川透訳『世界の名著』第二七卷、中央公論社、一九六八年、所収
- (6) モンテスキュー『法の精神』、井上堯裕訳『世界の名著』第二八卷、中央公論社、一九七二年、所収
- (7) J・J・ルソー『社会契約論』、井上幸治訳『世界の名著』第三〇卷、中央公論社、一九六六年、所収
- (8) リーデル、前掲書、五一〜五三頁
- (9) I・カント『人倫の形而上学』、加藤新平ほか訳『世界の名著』第三二卷、中央公論社、一九七二年、所収
- (10) G・W・F・ヘーゲル『法の哲学』、藤野涉ほか訳『世界の名著』第三五卷、中央公論社、一九六七年、所収。なお、ヘーゲル「法哲学」については、全部で七回にわたって行われた各講義の聴講生のノートから編集された「講義録」が出版されている。このうち、第六回講義録（一八二四／二五年・冬学期）が長谷川宏氏によって最近わが国で初めて翻訳された（『ヘーゲル・法哲学講義』作品社、二〇〇〇年）。
- (11) Cohen/Arato, op.cit., p.92
- (12) 以下、ヘーゲルについては、リーデル、前掲書、七八〜九三頁、Cohen/Arato, op.cit., pp.91〜116 参照。

2. ハバーマスの「公共圏」論と市民社会

近代の公共圏の出現と転換を描いたハバーマスは、ブルジョワ家族の私的親密圏の拡大によって成立した文芸的公共圏が、新聞・雑誌などを媒介とする批判的聴衆の成立を通して政治的公共圏へと発展することを示している。彼は、⁽¹⁾ たんに市民社会と国家を区別するだけでなく、公と私の各領域を二つに分けることによって伝統的な公・私の区別を相対化する。それによれば、オイコスとしての私的領域は近代においては親密圏と私経済に、ポリスとしての公的領

域は公共圏と公権威にそれぞれ分化したとされる。そして、ヘーゲルの意味での市民社会は経済領域とともに公共圏をも含むことになる。こうして、ハバーマスは、アレントが「社会」と呼んだ、私的領域と国家の中間領域の中に、彼の公共圏のモデルを構築したのである。⁽²⁾

ハバーマスによれば、近代的公共圏の生成と展開は「矛盾をはらんだ制度化」であつた。⁽³⁾ その矛盾は、その源初的モデルである親密圏のレベルにおいて、一方での家父長制的支配と他方での人間的親密性によつて結び付けられた「家族の両義性」という形で、すでに明らかであつた。ハバーマスは、近代的公共圏の矛盾を、まずブルジョワの機能の観点から、そして次には政治的公共性の自由主義的構造の観点から説明する。前者は、マルクスから受け継がれた「ブルジョワ社会」という市民社会のより狭い概念に結び付けられているが、この唯物論的かつ機能主義的な議論の系列においては、政治的公共圏の任務は、ブルジョワ社会とその必要に照応する国家権力とを媒介することである。このパラドックスは、公共圏の媒介制度を確立する法のレベル（近代的私法体系による「自由市場」秩序の保護）に明瞭に現れており、理性的な法の支配は、権力的支配そのものの廃止ではなく、立法権力による支配であることが明かになる。後者においては、公共圏の自由主義的理念はたんに経済社会のみならず、恣意的な国家介入からも免れた公共圏を立憲的諸権利のレベルで確立する、市民社会のより広い概念に関係する。だが、ハバーマスによれば、この古典的立憲主義が基準とする市民社会のモデルはその社会の現実と一致していないとされる。なぜなら、法治国家の担い手とされる「財産と教養」ある「私人」は極めて少数であつたからである。しかし、ハバーマスは、ブルジョワの公共圏がたんなるイデオロギーであると云っているのではない。重要な点は、公開性の規範自体のゆえに、排除の境界線が固定されていないということである。立憲的および法的保障を通じて確立され、批判的言説の過程において

実践されるこの規範は、排除されている人々の利益を代表するテーマや人物が公共圏の境界を浸透できるようにしたのである。公共圏は一つのイデオロギーであったが、ユートピア的な約束を含んでいるので、それはたんなるイデオロギー以上のものであった。

さて、ハバーマスは、このようにして形成された近代的公共圏は、自由主義から独占へ、さらには組織資本主義への資本主義的経済秩序の転換と社会への国家介入の増大に伴って、構造的な変化を遂げるとする。⁽⁴⁾この公共圏の構造転換に関する彼の議論は、コーエン／アラートによれば、次の六つのテーゼを含んでいる。それは、①資本主義経済への国家介入のテーゼ、②私的諸結社による公権力の横領（ネオ・コーポラティズム）のテーゼ、③家族の親密圏の衰退のテーゼ、④文芸的公共圏の衰退と大衆文化の台頭のテーゼ、⑤行政権の強化と議会の役割の衰退という政治的公共圏の転換のテーゼ、⑥「言論」から「宣伝」への政治的言説における転換のテーゼである。⁽⁵⁾これらすべての分析を貫くハバーマスの中心的議論は、諸レベルの融合を通じての市民社会と国家の分化のモデルの破壊というテーゼである。言うまでもなく、ハバーマスは、公共圏の衰退に対抗してそれを復活させることに関心をもっている。しかし、『公共性の構造転換』が出版された一九六二年にはまだ、彼はそれが国家と市民社会の分化したモデルなしに可能であると考えていた。公的な国家・社会と親密圏との二元性と前者の優位を含む、ハバーマスがマルクスから引き出したユートピアは、ある意味でアレントの共和主義的モデルと一致していたと云えよう。

自由主義的公共圏の理念は、ハバーマスにとって民主化の理念を含んでいる。だが、民主化の歴史過程は、どんなに矛盾した仕方にせよこの理念を支える諸制度の衰退をもたらす。ところで、コーエン／アラートの云うように、自由主義的諸制度の衰退は、①諸権利の原理によって表明されるような国家と市民社会の分化の衰退と、②合理的コ

ミニケーションの原理によって表明されるような公共圏の衰退という、二つの観点から見ることができ(6)。ハバーマスの主な関心はミニケーションの原理を擁護する方向に向かうのであるが、彼はもちろん諸権利の原理をも放棄しようとはしなかった。彼は、福祉国家の法制の実際の発展傾向が公共圏の再制度化に向かう社会の内在的な傾向を表していると主張する。現代社会においては、私的所有権に基づく私人の社会的自律性は時代遅れなものとなるとともに、国家介入主義を正統化する新たな根拠が求められるようになる。それを解決するのが新しい社会権であり、それによって国家は、私人の社会的自律性を保障するとともに、参加のための実質的な保証を提供することになる。「消極的自由」は福祉国家の憲法において保存されているけれども、それらは今や国家活動に対する積極的な社会権の観点で解釈されるようになる。さらにハバーマスは、福祉国家へと向かう法制の内部における対抗モデルについて述べている。福祉国家においては、社会的諸利益と国家の諸決定との媒介の公的性格が部分的に失われることになる。この役割を担う諸組織は、一部は私的領域(社会的諸団体)から、そして一部は公的領域(諸政党)から生じるが、それらは国家行政と協力し、操作的・ヒエラルキー的手続きを通じて「公的」受容を保証しようとする。ハバーマスは、福祉国家立憲主義における公開性の要請を、国家から諸政党や社会諸団体へ、さらには国家とそれらとの相互作用の諸過程へと拡大しようと試みる。

ここには、国家を制約する消極的権利から国家活動を伴う積極的権利への移行に表われている統一的国家・社会を確立するプロジェクトと、現存する諸結社や諸政党を民主化するプロジェクトという二つのモデルが共存している。前者は、単一の社会的公共圏への諸個人の参加を促進する、一元的な民主的社会へと向かうのに対して、後者のプロジェクトは、集産主義的というよりもむしろ多元主義的である。ハバーマスは、彼の二つのモデルが競合的であるの

は、それらが融合へと導く二つの過程、つまり「社会の国家化」（国家介入主義）と「国家の社会化」（ネオ・コーポラティズム）の過程のそれぞれの民主化を切り離してとらえる限りに過ぎず、究極的には二つの民主化過程の収斂を考えていた。コーエン／アラートによれば、「彼の第一の民主化過程が生み出すのは『社会権』の形態における公的自由の行使のための社会的必要諸条件に過ぎ」ず、「それは、自ずと啓蒙のおよび家長制的絶対主義と完全に両立可能なものである。ただ第二の過程だけが、真の『参加権』の形態において、公共圏そのものの構成的相互作用を再活性化する。」⁽⁷⁾こうして、ハバーマスによる二つのモデルの暗黙の同一視は、当時の彼の社会主義的確信の結果であるばかりでなく、現代社会の組織化における不可逆的な国家主義的趨勢についての当時の彼の診断の結果であったのである。

ところで、ハバーマスはその後、周知のように、公共圏の構造転換についての理論的枠組みを修正するに至っている。その経緯については、彼自身が『公共性の構造転換』の一九九〇年新版への長文の「序言」⁽⁸⁾の中で述べている。それによれば、ハバーマスは当時、「国家と社会との分離という傾向が廃棄されていくという事実を、それを反映した法制上の動向を手掛かりにして、一面ではネオ・コーポラティズム的に《国家の社会化》と概念化し、もう一面では、国家の積極的な介入主義的政策によってそれ以後生じていく《社会の国家化》と概念化」するとともに、「政治的公共圏に内在する社会の自己組織化へのポテンシャルという観点を基軸とし、また西欧型の社会における社会国家と組織資本主義との複合的な発展が引き起こした反作用に関心を抱いて」いた。⁽⁹⁾そして、彼は結論的に、自由主義的な公共圏の崩壊という経験的研究に基づく診断と、国家と社会との機能的な交錯をラディカル・デモクラシーの立場から追跡しその到達点を見極めるといふ規範的な観点とを結び付けることで、「社会国家的な大衆民主主義における

正統化の様相」をとらえようとした。これについて、経験的研究は「公論」というようなものではすでにフィクションに過ぎないということを示していたが、彼は、公共的コミュニケーションにおける自生的過程と権力化した過程とを区別して、「マスメディア的公共圏」に対して対内的に民主化された団体や政党を担い手とする「批判的公開性」を対置した。しかし、このモデルは、「利害の和解なき多元主義」に直面することになったのであって、構造的な利害の敵対関係による公共圏への制限を突破するためには、「組織に従属した公衆が、こうした組織を通じて、公共的コミュニケーションの批判的過程を押し進める」ことが西欧型の社会の中でいかにして可能であるのかが示されなければならなかったのである。⁽¹⁰⁾

この問題に答えるために、ハバーマスがとった方法は、市民的公共圏の弁証法という「イデオロギー批判的アプローチ」に代えて、批判的社会研究のより深い規範的基礎づけをを目指すことであつた。彼のコミュニケーション行為理論は、日常のコミュニケーション実践それ自体に備わっている理性のポテンシャルを明かにしようとするものである。『コミュニケーション的行為の理論』(一九八一年)⁽¹¹⁾における「生活世界」と「システム」としての社会という理論枠組みは、彼の民主主義構想にも重要な影響を与えることになった。つまり、経済と国家装置というシステムの統合された行為領域は、その内部を民主的に転換するとすれば、そのシステム特性が損なわれ、その機能が妨害されるような行為領域なのである。こうして、ラディカル・デモクラシーが目指すべき目標は、「もはや自立した資本制的な経済システムと自立した官僚制的な支配システムとの『止場』などではなく、生活世界の領域を植民地化しようとするシステムの命令の干渉を民主的に封じ込めることである」とされる。こうして、彼は、本質的諸力の疎外とその取り戻しという実践哲学的なイメージと決別して、正統化過程の変革へと向かうことになる。そしてそれは、「社会統

合のための権力の間に新しいバランスを打ち立て、その結果、連帯という社会統合の力——《生産力コミュニケーション》——が貨幣と行政権力という他の二つの制御資源がもつ《権力》に対抗して貫徹されることによつて実現されるものとしてイメージされる。⁽¹²⁾

ところで、ハバーマスによれば、個人のあらかじめ決定されている意思ではなく、その意思が形成される過程それ自体、いいかえれば「協議」(deliberation)こそが正統性の源泉である。言い換えれば、正統な決定とは、万人の意思を代表するものというより、むしろ万人の協議の成果なのである。したがつて、解決すべき課題は、「民主的な意思形成や意思決定の手続きとはいかなるものか」という問題になる。これに対して、彼は、O・アーペルとともに「討議倫理」なるアプローチを展開し、討議を道徳的実践的問題を解決するのにふさわしい手続きとして確立しようとする。こうして、民主主義の概念は、いまや公共的コミュニケーションのなかで討議を通じて価値や規範を形成する過程に関連づけられることになる。そして、「政治的公共圏」は、公衆が行う討議を通じた意見形成や意思形成が実現されるためのコミュニケーションの条件を総括するものとしてとらえなおされる。ここでは、コミュニケーション過程や決定過程を保証する民主主義的法治国家の諸制度とともに、これらの過程にさまざまな価値、主題、論拠を提供する自発的なコミュニケーションの流れが重要となる。このようにして、討議はコミュニケーション権力を産出し、正統性の調達と剥奪を通じて行政権力に影響を与えることになる。⁽¹³⁾だが、この政治的公共圏は、「正統的な権力のコミュニケーション的生産の過程」と、「大衆の忠誠・需要・システムの命令への服従を調達するためのメディア権力の操作的な使用の過程」という、二つの過程が交差する場なのである。⁽¹⁴⁾

ハバーマスによれば、この政治的公共圏こそが今日「市民社会」(Zivilgesellschaft)の再発見」という標題のもとに

議論されているものである。彼は、この意味での市民社会について次のように述べている。「近代を特徴づけるものとしてヘーゲルやマルクス以来慣例となっている《societas civilis》から《bürgerliche Gesellschaft》への翻訳とは異なり、Zivilgesellschaftという語には、労働市場・資本市場・財貨市場をつうじて制御される経済の領域という意味はもはや含まれていない。……Zivilgesellschaftの制度的な核心をなすのは、自由な意志に基づく非国家的・非経済的な結合関係である。⁽¹⁵⁾そしてそれは、教会、文化的なサークル、学術団体から、独立したメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、市民運動、さらには同業組合、政党、労働組合、オールタナティブな施設にまで及ぶとされる。このように、ハバーマスは、「市民社会」が、公共圏のコミュニケーション構造を生活世界の社会的構成諸要素につなぎとめている、自発的に形成された団体、組織、運動体から構成されるとらえており、それらが私的な生活領域において社会的な問題状況を受け止め、濃縮し、一層強められた形で政治的公共圏へと送付する役割を果たしているとするのである。

(1) ハバーマス『公共性の構造転換』細谷貞雄訳、未来社、一九七三年、第二章参照。なお、訳書では、Öffentlichkeitは「公共性」と訳されているが、ここでは「公共圏」の訳語をあてる。これについては、花田達朗『公共圏という名の社会空間』木鐸社、一九九六年、二四～二六頁を見よ。

(2) J.L.Cohen/A.Arato, *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press, 1992, pp.219～220. 市民的公共圏をめぐるハバーマスの基本構図については、花田、前掲書、三二～三四頁参照。

(3) 以下、ハバーマス、前掲書、第三章第一一節、参照。

- (4) 以下、同前、第五～七章、参照。
- (5) Cohen/Arato, op. cit., p.242ff.
- (6) Ibid., pp.248～249
- (7) Ibid., p.253
- (8) この「序言」は、ハバーマス『公共性の構造転換(第二版)』細谷貞雄、山田正行訳、未来社、一九九四年に収録されている。ハバーマスの公共圏論をめぐるアメリカでの議論については、C・キヤルホーン編『ハバーマスと公共圏』山本啓ほか訳、未来社、一九九九年を見よ。
- (9) ハバーマス、前掲書、xiv頁
- (10) 同前、xxii～xxiv頁参照。
- (11) ハバーマス『コミュニケーション的行為の理論』(上・中・下)河上倫逸ほか訳、未来社、一九八五～一九八七年
- (12) ハバーマス『公共性の構造転換(第二版)』前掲書、xxvii頁
- (13) 同前、xxix～xxxvi頁参照
- (14) 同前、xxxvii頁
- (15) 同前、xxxviii頁

3. コーエン／アラートの「市民社会」論

資本主義の勃興期に形成された国家と社会の二元論的モデルは、近代の自由主義思想に典型的に表れているが、それは今日もなおさまざまな思想潮流に受け継がれ、その生命力を維持している。確かに、近代資本主義の自己規制的

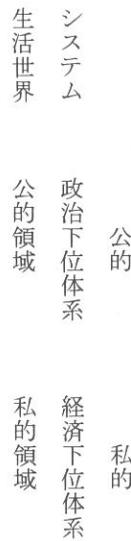
経済の成長が近代国家の分化した諸装置の発達と並行して起こったことは事実である。しかし、経済は決して国家の唯一の社会環境ではなく、経済の分化は他の領域、つまり法や科学や芸術や家族の分化を前提するとともに促進もする。K・ポランニーが云うように、近代社会は、「経済の自己規制」と「社会の自己保護」という、潜在的に深く対立する二つの非常に異なる「組織化原理」を含んでいた。⁽¹⁾さらには、伝統的な官僚制的・権威主義的国家が衰退するにつれて、経済的・自由主義的原理と民主主義的原理との対立が公然たるものとなっていった。こうして、二分法的モデルは、こうした自由主義時代からの転換の背後にある諸力や新たに形成された社会の構造のいずれも描くことができなくなったのである。

コーエン／アラートによれば、これが〈市民社会・経済・国家〉関係の三区分モデルの登場した背景であった。⁽²⁾グラムシとパーソンズは、現代社会が再生産されるのは、たんに経済的および政治的諸過程を、あるいはそれらの新しいまたは更新された融合さえをも通じてばかりでなく、そのすべてがかなりの程度の自律性をもつ法構造、社会的諸結社、コミュニケーション諸制度および文化諸形態の相互作用を通じてであるということに気づいた最初の人である。しかし、グラムシは、「国家」と「市民社会」、「支配」と「ヘゲモニー」をあくまで「方法的区別」としてとらえ、また現存の国家と経済を再生産するための機能という観点で「市民社会」の諸制度を取り上げる傾向があった。それに対して、パーソンズは、「社会共同体」を社会の規範的中心に据えることによってその自律性を宣言したが、社会共同体、国家、経済をそれぞれが個別の交換媒体によって規制される全く類似した下位体系として扱うという点で、方法的還元主義に陥っているとされる。こうして、コーエン／アラートは、市民社会に関する三区分モデルを再構成するために利用し得る最も優れた概念枠組として、ハバーマスによるシステムと生活世界の区別および国家と経済

へのシステムの下位区分という二つの制度領域からなる理論枠組みを挙げ、それを批判的に再構成することによって「四区分図式」を提唱するのである。⁽³⁾

ハバーマスによれば、国家と経済は、それぞれのメディアを通じてシステム統合、つまり行為者の志向や規範への参照なしに調整される行為の諸結果の意図されない機能的相互作用を生み出す、システムの下位体系である。これに対して、規範的に保証され、もしくはコミュニケーション的に作り出される合意の相互浸透を通して社会的に統合される「生活世界」の概念は、三区分モデルにおける市民社会の概念と類似の理論空間を占める。さて、コーエン／アラートは、ハバーマスの生活世界の概念は、全体的枠組みの中で市民社会の正確な位置を指し示すことを可能にする二つの異なるレベルをもつと考えている。⁽⁴⁾ すなわち、生活世界は、一方では、言語や文化に埋め込まれていて日常生活で個人によって頼られる背景仮定としての、暗に知られている伝統の貯蔵庫に関係する。近代化の過程における文化、社会、人格への生活世界の構造化は、伝統、連帯およびアイデンティティの再生産の中に特殊化されている諸制度の出現を通して起こるが、「市民社会」の概念にふさわしいのは、社会的に統合されているがゆえに解釈的に接近し得る生活世界のこの制度的レベルである。この概念は、再生産のためにコミュニケーションの相互作用を必要とし、行動を調整するために主として社会統合の過程に依拠する、すべての諸制度と結社形態を含むことになる。ハバーマスは、他方で、こうした彼の二元的な社会理論を「公・私」についての理解に結び付けている。システムの下位体系のメディアとしての貨幣と権力は生活世界における制度化を必要とするが、これはそれぞれ私法と公法のメカニズムによって達成される。これらのメカニズムは、私的なものと公的なものという二つの別の制度的複合体を構成し、それに根差している。こうして次のような四区分図式が得られることになる。⁽⁵⁾

(図1) ハバーマスの四区分図式



(出所: Cohen/Arato, op.cit., p.431)

ところで、この図式で問題となるのはこれら四つの領域の相互関係である。ここでは、公的領域と私的領域は、貨幣と権力の交換として構造化されている経済と国家とのインプット・アウトプット関係をもち、そして国家・経済関係を構造化しもある、生活世界内部の諸領域と考えられている。この図式は、「市民社会Ⅱ私的領域、国家Ⅱ公的領域」というイデオロギー的な一対一の相関関係を切断することによって、市民社会、経済、国家の間の相互関係の解明を可能にするという利点を持っている。例えば、「公・私」にそれぞれ二つの意味があるとすれば、国家の経済介入は必ずしも私的領域の国家化と等しいわけではなく、逆に、国家の撤退が私経済の拡張をもたらすと考える必要もなくなる。しかし、この図式は、システムの二つの下位体系と市民社会との交換関係の観点からすれば、あまりにも対称的すぎて、生活世界とシステムの間のコミュニケーションが貨幣と権力のメディア以外のチャンネルを用いることができるかもしれないという考えを提起することができない。社会統合の諸制度、つまり制度化された集団や結社は、その明白な政治的および経済的な重要性にもかかわらず、この処理から省かれてしまい、生活世界の諸制度が形式的

に組織された活動領域に影響を及ぼすことができるという可能性は主題化されないままである。⁽⁶⁾

コーエン／アラートは、彼らの大著『市民社会と政治理論』（一九九二年）を「市民社会」についての次のような作業定義で始めている。「われわれは、『市民社会』を、何よりも親密圏（とりわけ家族）、結社（とりわけ自発的結社）や社会運動および公的コミュニケーションの諸形態の領域からなる、経済と国家の間の社会的相互作用の領域として理解する。現代市民社会は、自己創設と自己動員の諸形態を通じて作られる。それは、社会的分化を安定させる法を通じて、とりわけ主観的諸権利を通じて制度化され、一般化される。⁽⁷⁾ 彼らは、市民社会を国家と経済の諸領域の外部の社会生活のすべてと同一視することを戒め、社会的諸領域について次のように述べている。第一に、市民社会は、政党、政治的諸組織、および政界（とくに議会）からなる「政治社会」や、企業、協同組合などの生産と分配の諸組織からなる「経済社会」の両者から区別される。政治社会と経済社会は市民社会から生じ、その組織とコミュニケーションのいくつかを共有し、そして現代市民社会を保障する諸権利の構造と連なる諸権利（とりわけ政治的諸権利と財産権）を通じて制度化されているが、政治社会と経済社会の諸アクターは、国家権力と経済生産に直接かわっており、それらを統制・管理する役割を担っている。市民社会の政治的役割は、権力の統制や獲得に直接関係づけられるのではなく、民主的結社生活や文化的公共圏での制約なき討議を通じる「影響力」の発生に関係づけられる。つまり、政治社会は市民社会に根差しながら、市民社会と国家を媒介する領域ということになる。そして、同じことが市民社会と経済社会との関係についても当てはまる。こうして、市民社会は、政治社会や経済社会に対する影響力の行使を通じて、国家や経済のメカニズムに影響を与えることになるのである。第二に、市民社会は、事実上、規範、役割、実践、関係、権能および依存の諸形態という社会学的世界（社会文化的生活世界）の一つの次元、もしくはこ

の世界を意識的な結社形成や結社生活の観点から見るという、ある特定の視角を表すにすぎない。つまり、市民社会は、制度化されているか、もしくは制度化の過程にあるかぎりでの、生活世界の社会化や結社や組織的コミュニケーション形態の諸構造を指しているのである。

さて今日、一方では福祉国家的介入主義に対してさまざまな批判が提起され、他方では競争的市場メカニズムの復活が提唱されている。しかし、われわれは新自由主義者の民営化や規制緩和の戦略や新保守主義者による伝統や権威の強調をそのまま受け入れることはできない。これに対して、コーエン／アラートは、福祉国家の「反省的継続」というハーバースの考えは、何がなされる必要があるかについての重要な鍵を与えているとする。⁽⁹⁾それが重要であるのは、福祉国家は、国民生活にとって放棄されるべきでない多くの形態の社会的保護を与え、また資本主義経済との関係で連帯に役立つ「権力と自制の結合」を促進しているからである。連帯の価値の名における福祉国家の反省的継続の観念は、国家がかつて市場経済に適用した権力と自制の同様に革新的な結合を、今度は行政国家と資本主義経済から等距離の地点から福祉国家自体に対して適用することを意味している。しかし、そのような反省的かつ自己限定的なプロジェクトは、近代市民社会を作り出した民主主義革命へその結果を適用するという、もう一つのプロジェクトによって補完されることなしに成功することはできない。それは自由民主主義の「反省的継続」であり、これは、自らの価値である自由の名において、自己限定的な民主化戦略を自由民主主義に適用することを意味している。もっと一般的に云えば、「生活世界との関係で他方を単純に強化するような、資本主義経済かそれとも行政国家のいずれかに反対するプロジェクトを提唱する」代わりに、「両方の下位体系を制限する革新的な形態を追求すべきである」⁽¹⁰⁾。コーエン／アラートは、この点で、ハーバースの分析枠組みに修正を施すことが必要であるとする。⁽¹¹⁾システムと生

活世界という抽象的カテゴリーは、たんに一定の制度的枠組みにおいて調整の比重がどこにあるかを示すだけである。しかし、われわれはさらに進んで、政治制度や経済制度を民主化する可能性を追求しなければならない。ここでは、調整メカニズムの重心は、貨幣と権力のメディアを通じる、すなわちシステム合理性を通じる操縦。パフォーマンスのレベルにあるのだが、それはコミュニケーション的行為の制度化された諸形態を国家または経済制度へ導入する可能性を排除するわけではない。あらゆるタイプの行為は社会的諸制度の中で起こるのであり、市場経済さえも専ら道具的ないし戦略的計算の観点から理解することはできないからである。

(図2) 生活世界とシステムの媒介

生活世界

生活世界の諸制度—市民社会

政治社会と経済社会 (政治的・経済的媒介諸制度)

政治的・経済的操縦メカニズム

(出所: Cohen/Arato, op.cit., p.481)

コーエン/アラートのこの図式は、公共圏や結社や運動からなる社会的コミュニケーションの網の目との連続性を確立することによって、いかにして公的空間を国家や経済制度に導入するかということが政治的争点であるかを示している。しかし同時に、自己限定が意味しているのは、経済制度や国家制度においてどの程度の民主化やどんな形態の

民主化が望ましいのかをめぐる論争は、システム維持の必要性を認めなければならないということである。⁽¹²⁾

これは、次のことを意味している。今日の福祉国家の危機は、メディアに操縦された下位体系そのものが過剰な規制に苦しんでいるということを示しているが、これは、一定の領域に自律性を保証する制度としての法⁽¹³⁾が下位体系規制の十分条件ではないということである。このことは、退行的な脱分化なしに単一の制御中枢から社会を操縦することが不可能であることを意味しており、その唯一の代替肢は、下位体系の自己規制に頼ること、あるいはむしろ自己規制の過程を法的に規制することである。下位体系における反省性を促進する新しい形態の法規制は、手続きの変更を通じて、すなわち実定法よりも手続き法を通じて新しい効果を達成しようとする。ところで、政治は、さまざまな形態の自己規制を通じて保護されるべき共通の利益の定義にとつて調整的役割を果たすが、自らを反省的に統御することによって、経済における反省的自己統御を促進することができる。コーエン／アラートによれば、貨幣や権力と違って、「影響力」は、他の行為者の状況よりもむしろ意図に作用し、望ましい行動という規範的価値をその報酬とする。目的や目標の設定の問題はシステム理論的な枠組みの内部では解決できないのであつて、影響力は、制度化された言説がシステムの自己規制を毀損することなしに下位体系に行使することのできる圧力のタイプを示している。だが、時間と情報の希少性のゆえに、限定された参加形態を伴う言説の場が下位体系自体の自己規制的な手続きの一部として確立されなければならない。経済や国家におけるこうした「センサー」なしには、外部の言説過程は下位体系に全く影響を及ぼすことができないからである。この意味で重要なのは、下位体系と結びつく諸制度と市民社会の諸制度の両者において、民主政治の複数性が保証されることである。⁽¹⁴⁾

ハバーマスの枠組みを修正することによって得られたこうした理論枠組みから、コーエン／アラートは、現代の

社会運動について「二重政治」(dual politics)のテーゼを提起する。彼らによれば、新しい社会運動が目標とするのは、市民社会の民主化および経済的・行政的「植民地化」からの自律性の擁護であるが、政治制度や経済制度内部での「センサー」の創出(「改革の政治」)や、これらの諸制度を市民社会の場で表出された新しいアイデンティティー(「アイデンティティーの政治」)や平等主義的規範に開放するような政治社会の民主化(「包摂の政治」と「影響力の政治」)が、この目標を保障する手段となる。⁽¹⁵⁾ 上述のシステム/生活世界の区別の再構成によって、生活世界の概念は諸権利によって保障される市民社会の制度的分節化へと翻訳され、またたとえ限界はあるとしても、市民社会の影響力の受容器が政治社会(および経済社会)の内部に存在しており、さらに民主化され得ると論じることができる。こうして、彼らのアプローチは、諸運動がシステム/生活世界の両分野にわたって活動することを示すものとなる。換言すれば、政治社会(さらには経済社会)を標的にする新しい運動の諸要素は、これらの領域にすでに存在する言説や妥協の構造を拡大したり民主化することを目指す、自己限定的で民主的な制度改革のプロジェクトを表明するのである。⁽¹⁶⁾

(1) K・ボランニー『大転換——市場社会の形成と崩壊』吉沢英成ほか訳、東洋経済新報社、一九七五年、一〇一頁、一八一頁

(2) J.L.Cohen/A.Arato, *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press, 1992, p.425

(3) これにこごごは Cohen/Arato, op.cit., p.426ff. 参照。

(4) Ibid., pp.427～429

説

(5) 花田氏は、ハバーマスの四区分モデルを「関係概念と実体概念」から見た構図として再構成している。これについては、花田達朗『公共圏という名の社会空間』木鐸社、一九九六年、一七一頁の図2を参照。

論

- (6) Cohen/Arato, *op. cit.*, pp.430 ~ 431
- (7) *Ibid.*, p. ix
- (8) *Ibid.*, p. ix f.
- (9) これについては、*Ibid.*, p. 470ff. 参照。
- (10) *Ibid.*, p. 471
- (11) これについては、*Ibid.*, p. 479ff. 参照。
- (12) *Ibid.*, p. 480
- (13) ハバーマスによれば、法は「媒体」と「制度」の二重の性質をもつとされる。法は「媒体」として、貨幣や権力と「一緒に、経済や行政が直接のコミュニケーションから独立して調整され得るように、それらの構造を構成する組織手段として機能する。他方で、法は「制度」として、道徳規範やコミュニケーション的に構成される行為領域と連続した、より広い政治的、文化的文脈に埋め込まれた生活世界の社会的な構成要素である。これについては、ハバーマス『コミュニケーション的行為の理論』(下)丸山高司ほか訳、未来社、一九八七年、三七二頁以下を見よ。
- (14) Cohen/Arato, *op. cit.*, pp.481 ~ 487 参照。
- (15) *Ibid.*, p. 526. (以下) 「アイデンティティーの政治」とは、文化的規範、個人や集団のアイデンティティー、社会的役割などの再定義を目指す政治、「包摂の政治」とは、新しい政治的行為者が政治社会の一員として承認され、彼らが代表する人々の便益を達成することを目指す政治、「影響力の政治」とは、新しい欲求解釈、アイデンティティーおよび諸規範に合うように政治的言説の世界を変更することを目指す政治、「改革の政治」とは、政治制度や経済制度のさらなる民主化を目指す政治のことをいう。

(9) Ibid., pp.531 ~ 532

おわりに

近代以降の「市民社会」と「公・私領域」の変容を簡単に振り返ってみよう。近代における国家と社会の分離とともに、中世においては意味を失っていた「公・私」の区別が再登場する。しかし、古代の用語法とは異なって、公的領域を占拠した国家に対して、「市民社会」は今や公権力の場から排除された私人から成る私的領域を意味するものとなった。すでに見たように、この私生活圏の核心はブルジョワ小家族による親密圏であるが、近代における家族の経済的機能は次第に市場経済に結び付けられるようになり、この商品交易と労働の圏が狭義の「市民社会」を形成した。さらに、この私生活圏から公衆として集合した私人たちの意見交換と世論形成の場である「公共圏」が出現し、国家と対抗することになる。そして、その後、市場の拡張と近代私法体系の形成、自由放任政策の展開によって、私有圏としての「市民社会」は公権力の統制から解放され、市民的法治国家の確立とともに政治的公共圏が制度化されることとなったのである。

このように、古代において公的領域であるポリスを意味した「市民社会」は、近代では、財産の私的処分権を中核とする基本権を保障された私人(実体的にはブルジョワ家長)が公権力から解放されて自由に振る舞うことのできる私的領域となった。しかし、マルクスが「自由、平等、所有、ベンサム」と呼んだこの私的領域は、資本主義経済における労働者の搾取や収奪、家父長制家族における女性や子供の従属、「市民社会」における富と貧困をはじめとす

る各種の物質的・社会的に不平等に彩られた領域でもあった。この意味で、権力関係は、たんに公権力と「市民」の間のみならず、「市民社会」の中に偏在していると云えるのである。この点で、市民的法治国家の理念は自由主義のイデオロギーであった。だが、それはまた、自由と平等という民主主義の原理に基づく社会の新しい編成様式を提示し、E・ラクラウ／C・ムフの云う「民主主義革命」に道を開いた。⁽¹⁾近代以降、「市民社会」の中で搾取され、抑圧されていた従属諸階級、諸階層の生活条件の改善や地位の向上、さらには解放のための闘争や運動が展開されることになったのはある意味で当然のことである。

ところで、十九世紀後半以降の国家介入主義に伴って、「社会の国家化」と「国家の社会化」が同時並行的に進行し、「再政治化された社会圏」(ハバーマス)が出現する。これは、近代とともに始まった「社会の勃興」の帰結である。⁽²⁾「再政治化された社会圏」の出現は、公共圏と私的領域との関係に構造的変化をもたらし、自由主義的公共圏の構造を解体してしまうことになる。これについて、ハバーマスは次のように述べている。「公的領域と私的領域との統合同化に対応して、かつて国家と社会を媒介していた公共圏は解体した。この媒介機能は公衆の手を離れ、たとえば団体のように私生活圏の中から形成され、あるいは政党のように公共圏の中から形成されてきて、今や国家装置との共働の中で内部的に権力行使と権力均衡を運営する諸機関の手中にわたってゆく。そのさいこれらの機関は、これまた自立したマス・メディアを駆使して、従属化された公衆の同意を、あるいは少なくとも黙認を取りつけようとする。⁽³⁾これは、国家介入主義の拡大によって、一方では社会関係の政治化と官僚制化が進行し、他方では国家官僚制と社会的諸組織のネオ・コーポラティズム化が進展してきた現代の国家・社会の状況を表していると云ってよい。

さて、現代におけるこのような「国家」と「社会」の融合にもかかわらず、自由主義イデオロギーは、依然として

社会空間を「公・私領域」に分割して、公的領域を国家に割り当て、それ以外の社会分野を私的領域と見なしている。こうした社会空間の自由主義的分割は、民主主義的規範の適用領域を国家に限定し、経済や家族のような社会分野を私人の「自由」に委ねられる領域として、そこにおける「民主主義」の適用を制限しようとする。さらに近年では、新自由主義的潮流の強まりとともに、規制緩和や民営化、市場メカニズムの優先によって、「国家の撤退」と私的領域の拡大が叫ばれるようになってきている。ラクラウ／ムフによれば、「公的と私的、市民社会と政治社会という区別は、ある種のタイプのヘゲモニー的接合の結果にすぎず、その境界は、所与の時点で力関係に従って変化する」⁽⁴⁾。その意味では、今日の新自由主義的な言説は、政治的領域を限定し、民主主義闘争の影響に曝されて衰退してきた私的領域を再確立しようとしているのである。ラクラウ／ムフは、経済は私的領域であつて、民主主義の基準が適用される理由はないとする経済的自由主義に対して、市民社会もまた各種の抑圧関係の場であり、それゆえ敵対性と民主主義闘争の場であるという立場から、伝統的な市民権の範囲を超えて、民主主義的諸権利を行使する領域を拡大することを主張する。S・ボウルズ／H・ギンティスもまた、「社会生活のある領域は、その運営が社会的に重大な権力の行使を伴うならば、公的と考えられるべきである」という命題を民主主義論の不可欠の要請とし、資本主義経済は「生産に対する命令権」、「投資に対する命令権」、「国家の経済政策に対する影響力」という三種類の社会的に重大な権力を資本に与えているがゆえに、公的領域として再編されるべきであると主張している⁽⁵⁾。これらはいずれも、経済・社会領域に民主主義を拡大しようとする試みを表しており、かくして、「公・私領域」のあり方は現代の民主主義にとって一つの焦点をなしている。

このように、現代における「公・私領域」の境界は、「国家」と「市民社会」の間ではなく、まさに「市民社会」そ

のものの中で、それをどう引くかが問題となっているのである。そして、本論で述べてきたハバースマスやコーエン／アラートの「市民社会」論は、こうした問題をほらむ「市民社会」概念を、公共圏と生活世界の間（ハバースマス）あるいは経済と国家の間（コーエン／アラート）に位置する、市民の自発的な結社によって構成されたコミュニケーションと政治的意思形成の場として再定義し、そこにラディカルな民主主義の足場を築こうとするものと云える。ここには、「市民社会」概念をめぐるなお多くの問題が含まれているが、彼らの試みは、操作的・マスメディア的公共圏のただ中で、現代「市民社会」を政治的公共圏としていかに再生させるかを考えるうえで重要な示唆を与えるものである。

(1) E.Laclau/C.Mouffe, *Hegemony and Socialist Strategy*, Verso, 1985, p.152ff. (邦訳『ポスト・マルクス主義と政治』山崎カヲルほか訳、大村書店、一九九二年、二四四頁以下)

(2) アレントによれば、「近代初頭に典型的であった『公・私』の矛盾は一時的現象にすぎず、私的領域と公的領域の相違はやがて完全に消滅し、両者はともに社会的なるものの領域に侵されてしまった」のである(H・アレント『人間の条件』志水速雄訳、ちくま学芸文庫、九八頁)。

(3) ハバースマス『公共性の構造転換』細谷貞雄訳、未来社、一九七三年、二二三頁

(4) E.Laclau/C.Mouffe, op.cit., p.185. (邦訳、前掲書、二九一頁) 彼らは、近代における「公・私」区分について次のように指摘している。つまり、近代における公共的な空間は「市民」という理念と結び付いて構成されたものであり、「公・私」の区別は、市民の普遍的な等価性を通じて差異が消される単一の空間と、それらの差異の十分な力が維持される私的な空間の複数性との間の分離を構成するものであった。民主主義革命と結び付いた諸効果の重層決定が公的なものと私的なもの

のとの間の境界線をズラし始めるとともに、社会的諸関係の政治化が進行する。そして、過去と比べてはるかに根源的な政治化が進行している現代では根源的に新しく多様な政治空間の増殖という意味において、公的なものと私的なものとの区別が溶解する傾向にあると云う。(Ibid., p.181. 邦訳、同前、二八四～二八五頁)

(5) S.Bowles/H.Gintis, *Democracy and Capitalism*, Basic Books, 1986, pp.66～67

(6) こうした自発的結社から構成される「市民社会」という概念は、すでにグラムシによって提示されていた。しかし、グラムシの市民社会概念は、あくまで「統合国家」における一契機であって、「国家と分離された市民社会」の概念とは異なり、また「理念としての市民社会」という発想とも異なっている。グラムシの「市民社会」概念については、鈴木富久「国家概念の拡大と現代市民社会」小林一穂ほか『人間再生の社会理論』創風社、一九九六年、所収、を見よ。

